

■建築物環境計画書制度に係る規則改正等の掲載場所について

【規程類】

建築物環境計画書制度システム

(<https://green-building-pgm.metro.tokyo.lg.jp/KSA00101>)

東京都環境局
建築物環境計画書制度システム

ログイン 利用規約 サイトポリシー

建築物環境計画書制度とは

東京都は、平成14年6月より、建築物環境計画書制度をスタートしました。一定規模以上の建築物を新築（増築、改築）する建築主に環境配慮の取組を示した建築物環境計画書の提出等を義務付け、計画書等の概要を東京都のホームページで公表することにより、建築主に環境に対する自主的な取組を促すこと、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成を図ること等を目的としています。より詳しい内容については[建築物環境計画書制度の概要](#)を参照してください。令和7年4月よりオンラインでの届出になりました。届出方法については[操作マニュアル](#)を参照してください。

お知らせ

- ▶ 2026/03/27 【連絡】規則、告示、ガイドライン等の改正について
- ▶ 2026/01/27 各種届出等の作成・届出にあたりご注意いただきたいこと
- ▶ 2025/02/28 各種お問い合わせ先について
- ▶ 2025/12/01 【最終報】届出方法がメール・郵送からWEB届出に移行しました。（2020年度及び2024年度基準の建築物環境計画書をご提出される場合）

メインメニュー

制度の概要 <ul style="list-style-type: none">▶ 建築物環境計画書制度の概要▶ マンション環境性能表示の概要▶ 環境性能評価書の概要	相談・問合せ <ul style="list-style-type: none">▶ FAQ確認・問合せ▶ 相談予約登録一覧	公表情報検索 <ul style="list-style-type: none">▶ 建築物環境計画書の公表（2025年度基準）▶ マンション環境性能表示の公表（2025年度基準）▶ 建築物環境計画書の公表（2020,24年度基準）▶ マンション環境性能表示の公表（2020年度基準）▶ 建築物環境計画書の見える化
---	--	--

「建築物環境計画書制度の概要」をクリックしてください

東京都環境局
建築物環境計画書制度システム

ログイン 利用規約 サイトポリシー

建築物環境計画書制度の概要

制度の概要	■建築物環境計画書制度の目的 (令和7年3月3日公開) 本制度は、一定規模以上の建築物の建築主に建築物環境計画書の提出等を義務付け、提出された計画書等の概要を東京都がホームページで公表することにより、建築主に環境に対する自主的な取組を促すこと、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成等を目的としています。
評価項目の概要	
各届出の提出時期	
様式・作成の手引き等	○東京都建築物環境計画書制度（2025年度） リニューアル
システム操作に関して	参考：東京都建築物環境計画書制度改正概要（2025年度） 改正概要
2020年度基準	
2024年度基準	■対象となる建築主 (令和7年3月3日公開) 延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）を行うとする建築主は建築物環境計画書等の提出が義務付けられています。また、延べ面積2,000㎡未満の建築物の新築等を行う場合であっても、任意で建築物環境計画書等を提出することができます。なお、その場合、延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築等と同様に手続を行います。
	■建築主の責務及び確保すべき性能基準等 (令和7年3月3日公開) 本制度では建築主等の責務（条例第18条）として、建築物に係る環境配慮措置を行い、環境負荷の低減に努めなければならないとしています。また、以下の各基準へ適合するための措置を講じなければなりません。（義務基準） <ol style="list-style-type: none">省エネルギー性能基準（条例第20条の2）<ol style="list-style-type: none">建築物の熱負荷の低減に関する基準：（住宅用途にも適用）設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準：（住宅用途にも適用）再生可能エネルギー利用設備設置基準（条例第20条の3）：（新設）電気自動車充電設備整備基準（条例第20条の4）：（新設）

New!

■根拠となる条例

(令和8年3月27日公開)

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例・規則
[本文（関係部分抜粋）](#)
- 建築物環境配慮指針
[本文](#)
[別表第1](#)
[別表第2](#)
[別表第3](#)
[別表第4](#)
- 再生可能エネルギー利用設備設置基準
(条例施行規則第9条の3第2項及び同条第5項から第7項までの規定により知事が別に定める事項)
[本文](#)
- 電気自動車充電設備整備基準
(条例施行規則第9条の4第2項の規定により知事が別に定める事項)
[本文](#)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例・規則

電気自動車充電設備整備基準

■建築物環境計画書制度に係る規則改正等の掲載場所について

【手引き・ガイドライン】

建築物環境計画書制度システム

(<https://green-building-pgm.metro.tokyo.lg.jp/KSA00101>)

東京都環境局
建築物環境計画書制度システム

ログイン 利用規約 サイトポリシー

建築物環境計画書制度の概要

- 制度の概要
- 評価項目の概要
- 各層出の提出時期
- 様式・作成の手引き等** (Selected)
- システム操作に関して
- 20年度基準
- 25年度基準

■建築物環境計画書制度の目的
(令和7年3月3日公開)

本制度は、一定規模以上の建築物の建築主に建築物環境計画書の提出等を義務付け、提出された計画書等の概要を東京都がホームページで公表することにより、建築主に環境に対する自主的な取組を促すこと、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成等を目的としています。

○東京都建築物環境計画書制度（2025年度）
[リーフレット](#)

参考：東京都建築物環境計画書制度改正概要（2025年度）
[改正概要](#)

■対象となる建築主
(令和7年3月3日公開)

延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）を行うとする建築主は建築物環境計画書等の提出が義務付けられています。また、延べ面積2,000㎡未満の建築物の新築等を行う場合であっても、任意で建築物環境計画書等を提出することができます。なお、その場合、延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築等と同様に手続を行います。

■建築主の責務及び確保すべき性能基準等
(令和7年3月3日公開)

本制度では建築主等の責務（条例第18条）として、建築物に係る環境配慮措置を行い、環境負荷の低減に努めなければならないとしています。以下、各基準へ適合するための措置を講じなければなりません。（義務基準）

省エネルギー性能基準（条例第20条の2）	
建築物の熱負荷の低減に関する基準	：（住宅用途にも適用）
空調システムのエネルギー利用の低減に関する基準	：（住宅用途にも適用）
再生可能エネルギー利用設備設置基準（条例第20条の3）	：（新設）
電気自動車充電設備整備基準（条例第20条の4）	：（新設）

「様式・作成の手引き等」のタブを選択してください

New!

■建築物環境計画書制度作成の手引き

(令和8年3月27日公開)

「東京都建築物環境計画書制度作成の手引・評価基準の解説」は以下よりダウンロード可能です。

【第2.0版】(2026年4月1日以降提出分)

[住宅用途（第2.0版）](#)

[住宅用途の変更点（第1.0版から第2.0版）](#)

[住宅以外の用途（第2.0版）](#)

[住宅以外の用途の変更点（第1.0版から第2.0版）](#)

手引き（住宅用途）

手引き（非住宅用途）

【第1.0版】(2025年4月1日～2026年3月31日提出分)

[住宅用途（第1.0版）](#)

[住宅以外の用途（第1.0版）](#)

New!

■再生可能エネルギー利用設備設置基準及び同ガイドライン

(令和8年3月27日公開)

○「再生可能エネルギー利用設備設置基準」

（条例施行規則第9条の3第2項及び同条第5項から第7項までの規定により知事が別に定める事項）

[本文](#)

[ガイドライン](#)

[ガイドラインの変更点](#)

再生可能エネルギー利用設備設置基準ガイドライン

◆2025年4月1日から2026年3月31日まで提出分の適用基準等

[本文](#)

[ガイドライン](#)

New!

■電気自動車充電設備整備基準及び同ガイドライン

(令和8年3月27日公開)

○「電気自動車充電設備整備基準」

（条例施行規則第9条の4第2項の規定により知事が別に定める事項）

[本文](#)

[ガイドライン](#)

[ガイドラインの変更点](#)

電気自動車充電設備整備基準ガイドライン

◆2025年4月1日から2026年3月31日まで提出分の適用基準等

[本文](#)

[ガイドライン](#)